

「横浜市環境配慮指針」の改定について

「横浜市環境配慮指針」(以下、配慮指針)は、横浜市環境影響評価条例(以下、条例)に基づき、環境影響について計画段階事業者が配慮すべき事項に関する指針を定めたものです。新たな社会ニーズ(気候変動、自然資本等)などに対応するため「横浜市環境影響評価技術指針」(以下、技術指針)を改定するにあたり、その内容や趣旨を配慮指針にも反映するために改定を行います。改定に向けて、改定素案をとりまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 主な改定内容

- (1) ヒートアイランド現象に係る適応に関する記載の追加【別記 事業別の配慮事項】
「気候変動への適応」の観点から、現行配慮指針の配慮事項にあるヒートアイランド現象の抑制に関する記載に加えて、暑熱環境の適応として「風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減」を追記しました。
- (2) 地震等自然現象に伴う火災・爆発、有害物漏洩に関する記載の追加
【別記 事業別の配慮事項「3 工場及び事業場等の建設」、「4 廃棄物処理施設の建設」】
技術指針の別記「安全(火災・爆発、有害物漏洩)」の見直しにおいて「地震等の自然現象に起因する二次災害」を予測評価の対象とせず、配慮事項で扱うこととしたため、「地震等の異常な自然現象に起因する場合についても、想定される被害の程度から優先順位を検討した上で、安全確保のための管理体制の構築やマニュアルの整備等に努める。」を追記しました。
- (3) 技術指針改定案を踏まえた文言の整理【本文「第6 配慮書提出後の検討」】
技術指針本編の記載に合わせて、配慮指針の環境影響評価準備書に係る記載に「方法書から事業計画の検討が進んで内容に不整合が生じた場合等は、配慮の内容を適切に修正する」を追記しました。

2 施行予定日

令和7年4月頃

3 これまでの検討経過

令和6年12月より、条例第6条の規定に基づく横浜市環境影響評価審査会への意見聴取を行い、2回の審議を経て、改定素案を取りまとめました。

※審査会資料、会議録等は下記のウェブページからご覧いただけます。

<横浜市環境影響審査会の開催記録>

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/hyokashinsa/kiroku/>

審査会開催記録



<問い合わせ先>

横浜市みどり環境局環境影響評価課

電話 045-671-2495

メール mk-eikyohyoka@city.yokohama.lg.jp